

## 「INAMI Free Wi-Fi」利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、稲美町(以下「町」という。)が、町の公共施設等において来庁者等の利便性の向上、町の魅力発信力の強化及び災害時の情報伝達手段の充実を目的として、来庁者等が必要な情報を入手及び発信しやすい環境を整備するために提供する無料公衆無線 LAN サービス(以下「本サービス」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規約等の適用)

第2条 本サービスを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、本規約に同意しなければならない。なお、利用者が本サービスの利用を開始したことをもって、本規約のすべての内容に同意したものとみなす。

2 利用者は本規約のほか、法令等を遵守するとともに、個別のサービス提供者が本サービスの提供にあたり別途利用規約等を設けている場合には、当該利用規約等に同意しなければならない。

(サービスの内容)

第3条 本サービスの提供内容等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本サービスでは、利用者が所持するスマートフォン、タブレット及びパソコン等の無線 LAN 接続機能を使ってインターネットに接続することができる。
- (2) 本サービスの利用料は無料とする。ただし、本サービスの利用において生じたインターネット上の有料サービスは、いかなる理由に関わらず利用者の負担とし、町は一切の負担を行わない。
- (3) 本サービスを利用する場合の SSID は、「INAMI Free Wi-Fi」とする。
- (4) 本サービスでは、端末間通信が不可となる。
- (5) 本サービスでは、利用者が所持するスマートフォン、タブレット及びパソコン等の設定及び接続等に関する個別の問合せには対応しない。
- (6) 本サービスを利用する場合のセキュリティ対策は、利用者において行うこと。

(サービス利用のリスク)

第4条 本サービスの利用については、次に掲げるようなリスクがあることを認識したうえで、利用する機器のセキュリティ対策や重要な通信については、利用者は自己の判断と責任により行わなければならない。

- (1) 悪意のある第三者が電波を故意に傍受し、ID、パスワード、クレジットカード

番号及びメール内容等の秘匿性の高い通信内容を盗み見られる可能性があること。

- (2) 悪意のある第三者が SSID「INAMI Free Wi-Fi」を騙る偽アクセスポイントを設置し、メールアドレス等の個人情報を入力させて盗み取るフィッシング詐欺が生じる可能性があること。

(利用記録)

第 5 条 本サービスの利用では、利用状況の把握や不正アクセス確認等のため、本サービスへの接続状況等を記録する。

- 2 町は、前項の記録について、個人が特定できる情報は取得せず、統計データのみを取得し、利用できるものとする。
- 3 法令等に基づき、官公庁及び捜査機関等から利用記録を照会された場合は、第 1 項の記録を開示または提供することができる。

(禁止事項)

第 6 条 本サービスの利用にあたっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本サービスの提供または利用を妨害し、もしくはそれらに支障をきたす行為
  - (2) 定常的または独占的に帯域を占有し、他の利用者の通信を阻害する行為
  - (3) 町または第三者の著作権またはその他の権利を侵害する行為
  - (4) 町または第三者の財産またはプライバシーを侵害する行為
  - (5) 町または第三者に不利益または損害を与える行為
  - (6) 町または第三者の保有する情報等を不正に収集、開示する行為
  - (7) 法令等に違反する、または違反するおそれのある行為
  - (8) 公序良俗に反する行為または公序良俗に反する情報を他に提供する行為
  - (9) 通信販売、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定もしくは不特定多数に大量のメールを送信または誘導、誘発する行為
  - (10) 有償、無償に関わらず、第三者にサービスを提供することを目的とした行為
  - (11) その他、町が不適切と判断する行為
- 2 町は、前項各号に該当する行為または該当するおそれのある行為があった場合、その通信を止めることができる。

(サービスの変更、停止及び廃止等)

第 7 条 本サービスは、故障、保守、その他の理由により停止することがある。

- 2 本サービスは、利用者に通知することなく内容の変更、停止及び廃止を行うことがある。

(免責事項)

第8条 町は、本サービスの提供に関して、次に掲げる事項を保証しない。

- (1) 本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと。
  - (2) 本サービスが中断なく稼動すること。
  - (3) 本サービスが特定の目的に対する適応性を有すること。
  - (4) 電波状況や回線状況による本サービスの接続や速度。
- 2 町は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負わない。
- 3 町は、利用者が本サービスを利用したこと、または、利用できなかったことによる損害及びトラブル等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わない。

(補足)

第9条 本規約の内容は、利用者の承諾を得ることなく、また事前に予告することなく変更することができる。

- 2 本規約の変更後に本サービスを利用する場合、利用者が変更後の本規約に同意したものとみなす。

附則

この規約は、令和3年3月1日から施行する。